



赤い羽根共同募金助成事業

じぶんの町を良くする活動

を募集します。

募集締切

5月29日(金)

【活動立上支援】

※広域な地域の住民を対象とした助成対象活動を立ち上げる団体に助成（助成限度3回まで）

【継続活動支援】

※広域な地域の住民を対象とした気軽に集える場を20人以上で年間10回以上開催する団体に助成

<活動事例>

- ◆ 日常に必要な物品や見守りチラシを作成して地域の中で見守りが必要な方を訪問して配布する活動
- ◆ 同じ趣旨の団体が行う交流会（料理講習会、手芸教室など、自宅で楽しめることを共有するなど）
- ◆ 社会から孤立しがちな高齢者やひとり親家庭など、社会参加が困難な方々の繋がりづくりを目指したカフェの開催
- ◆ ゴミ出しや電球の取り換え、買い物など、ちょっとした困りごとを支援する活動に向けた取り組み
- ◆ 地域内の福祉防災マップづくりや災害時の避難支援訓練

<対象となる活動>

つながりを絶やさない社会づくり、地域から孤立をなくすために、下の①から⑧の活動を行う事業について助成します。

- ① 支え合い活動
- ② 居場所づくり
- ③ 福祉教育活動
- ④ 地域防災活動
- ⑤ 多世代交流活動
- ⑥ 子ども子育て応援活動
- ⑦ 担い手育成活動
- ⑧ 相談活動

はねっと

赤い羽根共同募金
つかいぬちデータベース

過去に南丹市内で実施された助成事業がご覧いただけます。



赤い羽根共同募金

助成の目的

「地域をつくる市民を応援する共同募金」の趣旨のもと、地域の課題解決や住みよい町づくりのために、地域住民自身が主体的に取り組むさまざまな地域福祉活動を応援します。



助成対象団体

ボランティアグループ、NPO 法人、行政区・自治会、地域振興会、地域福祉推進組織、当事者組織などの団体、実行委員会などの団体。

※法人格の有無は問いませんが、次のような団体は対象にはなりません。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員等が関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体としての実態のないもの



助成内容

(1) 助成対象活動

令和8年4月1日～令和9年3月31日に実施され、南丹市の地域福祉の向上につながる活動であること 【活動例は表面を参照してください。】

(2) じぶんの町を良くする活動助成額

①活動立ち上げ支援（申請上限額：10万円）

広域な地域の住民を対象とした助成対象活動を立ち上げる団体について

※同一活動、同一団体への助成は原則3回まで（従前の助成含む）

②継続活動支援（申請上限額：5万円）

広域な地域の住民を対象とした気軽に集える場を年間10回以上、定期的で開催し、1回あたり20名以上の参加者が見込まれる活動について

(3) 助成対象となる費用

活動を実施する上で必要な経費（謝金、交通費、印刷費、会議費、通信運搬費、保険料、備品購入費、材料費など）

※30,000円を超える物品等を購入する場合、1/3は助成対象外となります。〔例〕30,000円の物品を購入する場合、助成金から20,000円、自己負担金10,000円となります。〕

※他の助成を受けている経費は対象外となります。



審査

審査は、南丹市共同募金審査委員会で、申請書類およびヒアリングをもとに審査されます。

詳細は申請団体にご案内いたします。

【審査日は6月17日(水)に予定しています】

※南丹市共同募金審査委員会は、民生児童委員協議会、区長会、市議会、教育委員会などの市民の代表である有識者で構成されています。



申請方法

(1) 要綱・申請書類の入手

南丹市社協のホームページ（<https://care-net.biz/26/nantanshakyo/>）よりダウンロードしてください。（4月1日以降）または、下記の南丹市共同募金委員会事務局（南丹市役所および南丹市社会福祉協議会の各事務所窓口）で受け取ることができます。

(2) 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、下記の申請書類提出先に提出して下さい。

(3) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～5月29日(金)



実績報告

活動終了後、必ず報告書・決算書を提出してください。報告書には活動状況の写真、領収書（原本）の添付が必要となります。

<お問い合わせ先> 社会福祉法人 京都府共同募金会 南丹市共同募金委員会 事務局

□南丹市役所 福祉相談課 〒622-8651 南丹市園部町小桜町47番地

TEL; 0771-68-0023 , FAX; 0771-68-1166

□南丹市社会福祉協議会 地域支援センター 〒622-0014 南丹市園部町上本町南2番地22

TEL; 0771-68-3611 , FAX; 0771-63-5606

園部事務所 〒622-0014 南丹市園部町上本町南2番地22 TEL; 0771-62-4125

八木事務所 〒629-0134 南丹市八木町西田山崎17番地 TEL; 0771-42-5480

日吉事務所 〒629-0301 南丹市日吉町保野田垣ノ内6番地4 TEL; 0771-72-0947

美山事務所 〒601-0722 南丹市美山町安掛下8番地 TEL; 0771-75-0020